

○奈良市健康増進法施行細則

平成16年5月26日規則第40号

奈良市健康増進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定給食施設の届出)

第2条 法第20条第1項の規定による届出は、特定給食施設事業開始（再開）届（別記第1号様式）により行わなければならない。

2 法第20条第2項の規定による届出は、変更の場合にあつては特定給食施設変更届（別記第2号様式）により、休止又は廃止の場合にあつては特定給食施設事業休止（廃止）届（別記第3号様式）により行わなければならない。

3 法第20条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）の変更の届出をする場合には、特定給食施設変更届により行わなければならない。

4 特定給食施設の設置者は、休止した事業を再開したときは、特定給食施設事業開始（再開）届により市長に届け出なければならない。

(管理栄養士必置の指定通知)

第3条 法第21条第1項の規定による指定は、管理栄養士必置施設指定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第21条第1項の規定により指定した施設が指定の基準に合致しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消し、管理栄養士必置施設指定取消通知書（別記第5号様式）により当該施設の管理者に通知するものとする。

(勧告及び命令)

第4条 法第23条第1項の規定による勧告は、栄養管理勧告書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 法第23条第2項の規定による命令は、栄養管理命令書（別記第7号様式）により行うものとする。

(給食状況の報告)

第5条 市長は、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（特定給食施設を除く。）の設置者又は管理者に対し、栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設に準じて必要な書類の提出を求め、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(奈良市保健所長事務委任規則の一部改正)

- 2 奈良市保健所長事務委任規則（平成 14 年奈良市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

附 則（令和 2 年 10 月 30 日規則第 59 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市健康増進法施行細則別記第 1 号様式から第 3 号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(奈良市保健所長事務委任規則の一部改正)

- 3 奈良市保健所長事務委任規則（平成 14 年奈良市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 37 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。